

### イベント

# Let's Enjoy Jazz In Kushima!

Bright Light(ブライトライト) はジャズや ゴスペルを楽しんでいるグループです。

コロナ禍を音楽の力で癒やし、楽しい時間を 一緒に過ごしたいとメンバーがそれぞれにジャ ズを生伴奏で歌います。

メインはBright Light講師である谷口さとみ さん(串間市出身)と主に県内で活動中の大西洋 介トリオによるミニジャズライブもあります。 メンバー全員で皆さまのご来場をお待ちして おります。

チケット絶賛発売中!!

- ●日時=7月10日(日) 開場 午後1時半/開演 午後2時
- ●入場料=500円
- ●会場=市文化会館小ホール
- ※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、 開催を見合わせる場合がございます。
- ●主催=Bright Light(ブライトライト)
- 問090-8664-5763(坂元)





# 無料相談

# ①遺言などの無料相談

- ●相談対象=遺言、相続、高齢者な どの財産管理、離婚時の契約など
- ●日時=7月10日(日)午前8時~正午
- ●場所=日南公証役場(日南市戸高 1丁月3-2)
- ●その他=予約制のため、平日に事 前の電話予約が必要です(午前8 時半~午後5時)。
- 問日南公証役場☎23-5430

### 2 行政相談

- ●相談対象=行政に対する意見や要 望、相談など
- **●日時=**7月25日(月)午前9時~正午
- ●場所=市役所地下D会議室
- 問市民生活課生活環境係
  - **2**72 1356

# ③法律相談

- ●相談対象=ご近所トラブル、離婚、 相続、債務整理、労働問題、交通 事故、会社経営など
- ●日時=7月19日(火)午後1時~終 了次第(要予約)
- ●場所=市総合保健福祉センター
- 問市社会福祉協議会
  - **☎**72 6943

# 4人権相談

- ●相談対象=セクハラ、パワハラ、 家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗 中傷、差別など
- ●日時・場所=
- ①7月11日(月)午前10時~午後3時 都井支所
- ②8月8日(月)午前10時~午後3時 市役所地下D会議室
- 問 総務課総務係☎72 4557

# 5年金相談

●相談対象=老齢、障害、遺族など の年金請求および相談

#### ●日時・場所=

- ①7月7日(木)午前10時~午後3時 市役所地下C会議室
- ②8月4日(木)午前10時~午後3時 市役所1階A会議室
- ●その他=事前に都城年金事務所へ 予約(1カ月前から可)が必要で す。予約の際、持参するものの確 認をお願いします。
- ※予約受付時間=平日午前8時半~ 午後5時15分
- 問 市民生活課市民係☎72 1117 都城年金事務所
  - **2**0986 23 2571

# 6消費者生活巡回相談

- ●相談対象=消費者トラブル(商品、 訪問販売、契約など)に関する相談
- ●日時=7月19日(火)午前10時~午 後3時
- ●場所=市民生活課市民相談室
- ●その他=事前(前週金曜日の午後 4時まで)に電話予約が必要です。
- 問日南串間消費者生活センター **2**23 - 4390

# 料金等助成 身体に重度の障がいがある方の日

身体障害者タクシー利用

常生活の利便を図るため、タクシー 料金の一部を助成します。

- ●内容=利用券1枚につき、タク シーなどの小型車利用料金(上限 560円)を助成します。 ただし利用券の使用は1回乗車に
- つき1枚です。
- ●交付枚数=1人につき年度あたり 24枚を交付
- ※上半期(4月~9月分)を期間内 に12枚、下半期(10月~翌年3月 分)を期間内に12枚交付
- ※助成対象条件などの詳細について はお問い合わせください。

# 串間温泉いこいの里 利用助成

障害者手帳所持者に対し、串間温 泉いこいの里を利用する際に使用で きる、利用者カードを交付します。

- ■対象者=身体障害者手帳·療育手帳· 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ●助成額=1人1回につき250円 を助成。ただし、1人につき年36 回を限度

# 瞳がい者(児)福祉サービス (自立支援給付)

障がい者(児)の日常生活を支える さまざまなサービスを利用できます。

- ●居宅介護(ホームヘルプ)、短期 入所(ショートステイ)、生活介護、 就労継続支援、共同生活援助(グ ループホーム)、施設入所支援など
- ●放課後等デイサービス、児童発達 支援、保育所等訪問支援など
- ●補装具、日常生活用具、自立支援 医療、(新)高額障害福祉サービス 等給付費など
- ※詳細についてはお問い合わせください。

# 軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等助成

障がい者(児)への補助制度をご活用ください

~障がい者(児)を支援するための各種制度などをご紹介します~

身体障害者手帳の交付対象とならな い軽度・中等度の難聴児に対して、補聴 器の購入費用などの一部を助成します。

- ●対象経費=補聴器の購入、修理費
- 助成額=原則として基準額の3分の2 ※助成対象条件などの詳細について はお問い合わせください。

#### 重度心身障害者介護手当

一定の条件を満たす65歳未満の重 度心身障がい者と同居する家族で、 この方を介護する方を対象に月額 5,000円 (半年に1回支給)の介護手 当を支給します。

※詳細についてはお問い合わせください。

# 特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中 等度以上の障がいがある20歳未満の 児童を養育している父母、または養 育者に支給されます。障がいの程度 は原則として医師の診断書により判 定されますが、障害者手帳の障がい 部位・程度により診断書の提出が省 略できる場合があります。

●支給要件=対象児童が一定の障が い状態にあること(診断書などに より県が認定します)。

対象児童が20歳未満であること。 児童が施設などに入所していない こと。支給を受けようとする父母、 養育者の前年所得が基準額以内で あることなどがあります。

- **手当額=** 1級(重度)月額5万2.400円 2級 (中等度) 月額 3万4,900円
- ※手当額は毎年改定されます。申請に関す る詳細についてはお問い合わせください。

# 特別障害者手当

在宅の身体、知的、精神に著しく 障がいのある方に対し、一定の手当 を支給します。

●支給対象者=20歳以上であって、

著しく重度の障がいがあるため、 日常生活において常時特別の介護 を必要とする在宅の障がい者。

●手当額=月額2万7.300円

※手当額は毎年改定されます。申請 に関する詳細についてはお問い合 わせください。

#### 障害児福祉手当

- ●支給要件=20歳未満であって、重 度の障がいの状態にあり、日常生 活において常時介護を必要とする 在宅の障がい児。
- ■手当額=月額1万4.850円
- ※手当額は毎年改定されます。申請 に関する詳細についてはお問い合 わせください。

#### 宮崎県おもいやり駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、好産 婦など歩行が困難と認められる方に 対して、「おもいやり駐車場利用証」 を交付しています。この利用証を利 用し、提携した商業施設、病院、銀 行、官公庁など公共的施設で優先し て駐車することができます。

※手帳の等級や介護保険の要介護度な どの交付基準がありますので、詳細 についてはお問い合わせください。

### ヘルプマーク・ ヘルプカードの交付

内部障がいや難病の方など、外 見から分からなくても援助や配慮を 必要としている方に対して、ヘルプ マーク、ヘルプカードを交付します。 ※ヘルプマークの申請には、原則と して各種障がい者手帳や、難病を 証明する書類などが必要です。詳

細についてはお問い合わせくださ

ヘルプカード

間福祉事務所 白立支援係

()<sub>0</sub>

**☎**72 - 1123

(内線502、503、504)

広報くしま 2022年7月号 22 23 Kushima City Public Relations, 2022. 7, Japan